

財務省告示第二百二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成十九年度における限度額等を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年三月三十一日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項に規定する限度額等は、次の表の各項の中欄に掲げる品目の区分に応じ、当該各項の下欄に定める額又は数量とする。

項名	品目	限度額等
一	<p>関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン</p>	<p>一、七三五、四五四 キログラム</p>
二	<p>関税率表第二八四九・一 号に掲げる物品</p>	<p>七五四、三一一千円</p>

	<p>関税率表第二八四九・九 号に掲げる物品のうち  炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの  関税率表第二八五二・ 号の二の(三)に掲げる物品のうち  水銀の炭化物</p>	
三	<p>関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品</p>	<p>一、〇三四、五九五千円</p>
四	<p>関税率表第二九 六・一一号に掲げる物品</p>	<p>二六一、九四五千円</p>
五	<p>関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品</p>	<p>一六九、四五三千円</p>
六	<p>関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品</p>	<p>九、二七九千円</p>
七	<p>関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品</p>	<p>九七三、七九七千円</p>

八	関税率表第三三 一・二五号の一の(二)に掲げる物品	四〇、八九一千円
九	関税率表第三五 二・一一号又は第三五 二・一九号に掲げる物品	一、〇七四、九一四千円
一	関税率表第三五 五・一 号の一に掲げる物品	一二、八〇一、八四〇千円
二	関税率表第三五 五・一 号の二又は第三五 五・二 号に掲げる物品	一八二、三六〇千円
二	関税率表第三六・ 四項に掲げる物品	一、四八三、四六三千円
三	関税率表第三九・ 一項から第三九・ 四項まで、第三九・ 六項又は第三九一・一 号に掲げる物品のうち塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類す	二〇、一八〇、六五三千円

	<p>る形状のもの</p> <p>関税率表第三九一四・ 号に掲げる物品のうち</p> <p>ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの</p>	
<p>一四</p>	<p>関税率表第三 六・九一号及び第三九二六・九 号の</p> <p>二に掲げる物品のうち</p> <p>ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチック</p> <p>で塗布し、又は被覆したものに限る。）</p>	<p>一、四四一、七二八千円</p>
<p>一五</p>	<p>関税率表第四一四・二 号に掲げる物品</p>	<p>一四、七九一十千円</p>
<p>一六</p>	<p>関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一 一・</p> <p>二 号の二、第四一 一・五 号の二、第四一 一・九</p> <p>号の二、第四一 四・一一号の二、第四一 四・一九</p> <p>号の二、第四一 四・四一号の二）及び二、第四一</p> <p>四・四九号の二）及び二、第四一 五・三 号の一、</p>	<p>一、八三九、九二一十千円</p>

	<p>第四一 六・二二号の一、第四一 七・一一号の二、第四一 七・一二号の二、第四一 七・一九号の二、第四一 七・九二号の二、第四一 七・九九号の二、第四一 二・二二号の二、第四一 二・二二号、第四一 二・二二号、第四一 二・二九号、第四一 二・三二号、第四一 二・三二号、第四一 二・九二号又は第九六五号に掲げる物品</p>	
<p>一七</p>	<p>関税率表第四二 二・一一号、第四二 二・一二号、第四二 二・二二号、第四二 二・二二号、第四二 二・二九号、第四二 二・三二号、第四二 二・三二号、第四二 二・九二号又は第九六五号に掲げる物品</p>	<p>七、三三一、九九三 千円</p>
<p>一八</p>	<p>関税率表第四二 五・号の二又は第九三五・九九号の一に掲げる物品</p>	<p>六八四、三二七 千円</p>

一九	<p>関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）</p>	四九九、〇九一千円
二	<p>関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品      関税率表第四三 二・一九号、第四三 二・二 号又は      第四三 二・三 号の二に掲げる物品のうち      羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	五七六、九三二千円
二二	<p>関税率表第四三 二・三 号の一、第四三 三・一 号      又は第四三 三・九 号に掲げる物品のうち      羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	一、二四八、九八九千円
二二	<p>関税率表第四四 三・九九号の一に掲げる物品</p>	二三四、二八五千円
二三	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第</p>	一六、〇六一、五五四千円

	<p>四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの</p> <p>関税率表第四四 九・二九号の三の(一)に掲げる物品</p>	
二四	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p>	一四二、四五八千円
二五	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三一号の二、第四四 八・三九号の四の(二)又は第四四 八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>合板用单板</p>	一、八三八、六一〇千円
二六	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三</p>	三、九六五、二一〇千円

	<p>一号の二、第四四 八・三九号の四の(二)又は第四四 八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち 合板用单板以外のもの 関税率表第四四 八・三九号の一の(二)又は第四四 八・九号の一の(二)に掲げる物品</p>	
二七	<p>関税率表第四四 九・二一号の一又は第四四二一・九号の一に掲げる物品</p>	三三六、二五六千円
二八	<p>関税率表第四四・一 項又は第四四・一一項に掲げる物品</p>	八、四二一、六四二千円
二九	<p>関税率表第四四 八・一 号の二の(一)、第四四 八・三一号の一、第四四 八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四 八・九 号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四二一・一 号の二、第四四二二・九四号、第四四</p>	六、三四六、一三五千円



三 四	三 三	三 二	三 一	三	
関税率表第四六 二・一一号、第四六 二・一二号又は	関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・ 一 号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号 及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項か ら第三二項までに掲げるものを除く。）	関税率表第四四二一・九 号の三の(一)に掲げる物品	関税率表第四四一九・ 号の一に掲げる物品	関税率表第四四一八・九 号の二の(二)に掲げる物品のう ち 欄間	一二・九九号又は第四四二一・九 号の一に掲げる物品
二、五四九、一五八千円	六九、八六八、七九二千円	二五六、九五三千円	一、五一〇、四四四千円	七五四、四六〇千円	

	<p>第四六 二・一九号の一に掲げる物品          関税率表第四六 二・一九号の二に掲げる物品のうち          豊床以外のもの</p>	
三五	削除	
三六	<p>関税率表第五 六・ 号の二、第五 七・一 号          又は第五八 三・ 号の二の(一)に掲げる物品</p>	三三、四一一千円
三七	関税率表第五一・ 六項に掲げる物品	二二八、二九七千円
三八	関税率表第五一・ 七項に掲げる物品	一、三四七、三八一千円
三九	<p>関税率表第五一一・一一号の一、第五一一・一九号          の一、第五一一・二 号の一、第五一一・三 号の          一、第五一一・九 号の一、第五一一・一一号の一、</p>	一、一六四千円

	<p>第五一一二・一九号の一、第五一一二・二 号の一、第 五一一二・三 号の一又は第五一一二・九 号の一に掲 げる物品</p>	
<p>四</p>	<p>関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物 品（第三九項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三、六〇一、五二七千円</p>
<p>四一</p>	<p>関税率表第五二・ 四項、第五二 五・一一号の一、第 五二 五・一二号の一、第五二 五・一三号の一、第五 二 五・一四号の一、第五二 五・一五号の一、第五二 五・二一号の一、第五二 五・二二号の一、第五二 五・二三号の一、第五二 五・二四号の一、第五二 五 ・二六号の一、第五二 五・二七号の一、第五二 五・ 二八号の一、第五二 五・三一号の一、第五二 五・三 二号の一、第五二 五・三三号の一、第五二 五・三四 号の一、第五二 五・三五号の一、第五二 五・四一号</p>	<p>二六七、〇八五千円</p>

---

の一、第五二五・四二号の一、第五二五・四三号の

一、第五二五・四四号の一、第五二五・四六号の一、

第五二五・四七号の一、第五二五・四八号の一、第

五二六・一一号の一、第五二六・一二号の一、第五

二六・一三号の一、第五二六・一四号の一、第五二

六・一五号の一、第五二六・二一号の一、第五二

六・二二号の一、第五二六・二三号の一、第五二六

・二四号の一、第五二六・二五号の一、第五二六・

三一号の一、第五二六・三二号の一、第五二六・三

三号の一、第五二六・三四号の一、第五二六・三五

号の一、第五二六・四一号の一、第五二六・四二号

の一、第五二六・四三号の一、第五二六・四四号の

一、第五二六・四五号の一、第五二七・一号の一

若しくは二の(一)、第五二七・九号の一若しくは二の

(一)、第五八二・一一号、第五八二・一九号又は第五

八三・号の一に掲げる物品

---

<p>四二</p>	<p>関税率表第五三・九項又は第五三一・一・号の一に掲げる物品      関税率表第五三 八・九 号の二に掲げる物品のうち      ラミー糸</p>	<p>四九二、三一四千円</p>
<p>四三</p>	<p>関税率表第五四 二・二 号の二の(一)、第五四 二・三 号の二の(一)、第五四 二・四六号の二の(一)、第五四 二・四七号の二の(一)、第五四 二・五二号の二の(一)又は第五四 二・六二号の二の(一)に掲げる物品      関税率表第五四 二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち      ポリエステルのもの</p>	<p>八六三、八一七千円</p>
<p>四四</p>	<p>関税率表第五四・七項、第五四・八項又は第五八一・一・号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品</p>	<p>一、四四四、九五五千円</p>

四五	<p>関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。）      関税率表第五六 四・九 号の一の(二)のB又は三に掲げる物品</p>	二、一一八、六三一千円
四六	<p>関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八 一・三一号の二に掲げる物品</p>	一、五八三、八四九千円
四七	<p>関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）</p>	一、五二四、三八九千円
四八	<p>関税率表第五六 七・二一号、第五六 七・二九号、第五六 七・四一号、第五六 七・四九号又は第五六 七・五 号に掲げる物品      関税率表第五六 七・九 号の二に掲げる物品のうち</p>	二一六、六二四千円

<p>五一</p>	<p>五</p>	<p>四九</p>	
<p>関税率表第五八 六・一 号、第五八 六・三一号、第五八 六・三二号の二、第五八 六・三九号又は第五八 六・四 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七 二・一 号、第五七 二・三一号、第五七 二・三二号、第五七 二・三九号、第五七 二・四一号、第五七 二・四二号、第五七 二・四九号、第五七 二・五 号、第五七 二・九一号、第五七 二・九二号、第五七 二・九九号、第五七・三項又は第五七五・ 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七・ 一項に掲げる物品</p>	<p>アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの</p>
<p>四四八、九八五千円</p>	<p>一〇、八五二、四七七千円</p>	<p>六、五二七、三七五千円</p>	

<p>五二</p>	<p>関税率表第六 一、一、第六 二・四 号、第六  ・ 三項、第六 四・一 号、第六 五項又は第  六 六項に掲げる物品</p> <p>関税率表第三 六・一 号の二の(二)、第六 二・九  号又は第六 四・九 号に掲げる物品のうち  ゴム系の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの</p>	<p>八〇三、四〇〇千円</p>
<p>五三</p>	<p>関税率表第六二 九・二 号の一、第六二 九・三 号  の一、第六二 九・九 号の一、第六二・一二項又は第  六二一六 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六二一七 一 号に掲げる物品のうち  靴下類</p>	<p>九、二二四、八七六千円</p>
<p>五四</p>	<p>関税率表第六二 九・二 号の二の(二)のA、第六二 九  ・三 号の二の(二)のA、第六二 九・九 号の二の(二)の  A又は第六二一七・九 号に掲げる物品</p>	<p>六三四、七六二千円</p>



	五七	五六	五五	
<p>五八</p> <p>関税率表第六三 二・二一号、第六三 二・二九号、第六三 二・三一号、第六三 二・三九号、第六三 二・五一号、第六三 二・五九号、第六三 二・六号、第</p>	<p>関税率表第六三 一・二号、第六三 一・三号、第六三 一・四号又は第六三 一・九号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六二一五・一号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六三 七・九号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に 単に裁断したものに限る。）</p>	<p>関税率表第六二・一三項に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六二一七・一号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの</p>
<p>四、〇六一、六七四千円</p>	<p>四、八四六、三四八千円</p>	<p>五、〇六五、九二六千円</p>	<p>一、三三五、三三三千円</p>	

六一	<p>関税率表第六七・二項に掲げる物品</p>	<p>一、六八九、三三一、千円</p>
六	<p>関税率表第六六・一項又は第六六三・二号に掲げる物品</p>	<p>四五、三五九千円</p>
五九	<p>関税率表第六四・五・一号の三、第六四・五・二号又は第六四・五・九号の二に掲げる物品</p>	<p>五六六、六〇一、千円</p>
	<p>六三二・九一号、第六三二・九九号、第六三三・九一号、第六三三・九九号、第六三三・一九号、第六三三・四・九二号又は第六三三・四・九九号に掲げる物品          関税率表第六三二・二二号、第六三二・三二号、第六三二・五三号、第六三二・九三号、第六三三・九二号又は第六三三・四・九三号に掲げる物品のうち          不織布製のものの以外のもの</p>	

六二	関税率表第七・一八項に掲げる物品	三三三、六六四千円
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	五、四五〇、二五九千円
六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九号の一又は第九一一三・九号の二の(一)に掲げる物品	一、三七九、五四五千円
六五	関税率表第七二二・一一号又は第七二二二・一九号に掲げる物品	一九、五〇三、九〇七 キログラム
六六	関税率表第七二二・三号、第七二二二・五号、第七二二・七号、第七二二・八号、第七二二・九一号又は第七二二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	四六、二五四、三二〇 キログラム

六七	<p>関税率表第七二 二・四一号又は第七二 二・四九号に掲げる物品</p>	<p>三三、〇三九、八一— キログラム</p>
六八	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニツケルの含有量が全重量の三三%未満のもの</p>	<p>三、二一〇、四八七 キログラム</p>
六九	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニツケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外のもの</p>	<p>一、〇四七、八五三 キログラム</p>
七	<p>関税率表第七四 三・一一号、第七四 三・一二号又は第七四 三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四 三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）以外のもの</p>	<p>四四、九六六、七九三 キログラム</p>

七二	<p>関税率表第七四 九・一一号、第七四 九・一九号、第七四 九・四 号、第七四 九・九 号、第七四・一 項又は第七四一・一 号に掲げる物品</p>	五、六八八、六〇八千円
七三	<p>関税率表第七五 一・二 号の一又は第七五 二・一 号に掲げる物品</p>	二七、七二二、〇九三 キログラム
七四	<p>関税率表第七六類に掲げる物品</p>	一〇、七〇一、九〇四千円
七一	<p>関税率表第七四 七・一 号、第七四 七・二一 号、第七四 八・一一 号、第七四 八・一九 号又は第七四 八・二一 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第七四 七・二九 号の二又は第七四 八・二九 号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの</p>	五、一〇七、四五七 キログラム

七五	<p>関税率表第七八 一・一 号に掲げる物品</p>	<p>七、二四二、八五二 キログラム</p>
七六	<p>関税率表第七九・ 一項に掲げる物品</p>	<p>二三、四一六、一三二 キログラム</p>
七七	<p>関税率表第八一・ 三項、第八一 六・ 号、第八一 ・ 七項、第八一 八・九 号、第八一一一・ 号、 第八一一二・二二一 号、第八一一二・二二二 号、第八一一二 ・二九号、第八一一二・五一 号、第八一一二・五二 号、 第八一一二・五九号、第八一一二・九二 号、第八一一二 ・九九号又は第八一一三・ 号に掲げる物品</p>	<p>六、七〇四、三二四 千円</p>
七八	<p>関税率表第九四 一・九 号の一又は第九四 四・一 号に掲げる物品</p>	<p>二〇一、七一三 千円</p>

八一	八	七九
<p>関税率表第九六 三・二一号、第九六 三・二九号、第九六 三・三三号、第九六 三・四号、第九六 三・五号又は第九六 三・九号に掲げる物品</p>	削除	削除
四、七四六、四八三千元		